

2024/11/25
中央執行委員会確認
総合企画総務局
(ハラスメント対策委員会)

本部主催会議・集会における自治労本部のハラスメント対応について

1. 経過

自治労本部は、「トップメッセージ」（2023 年 11 月 27 日中央執行委員会確認）において、自治労運動に関係するすべての方々を対象に、「自治労運動に関わる、あらゆる時間・場所でのハラスメントを一掃する」と宣言しました。

こうした宣言を確認したにも拘わらず、自治労本部主催の会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いも含む。以下、同じ）を受けたとの訴えを受けています。

本部主催の会議・集会では、多様な地域からさまざまな背景を持った組合員が参加し、参加者間で親睦を深めるため、多くの場合、懇親会をあわせて開催しています。

しかし、過去に発生した深刻な事案では、懇親会をきっかけに泥酔状態の参加者から、不必要な身体接触や性的言動を受けたとする訴えを受けており、残念ながら、主催者として一定の発生を予見せざるを得ない状況にあります。

ハラスメントの撲滅を内外に掲げる自治労は、一般の企業・団体以上にハラスメントの防止の責任を負っているとの自覚が必要であり、予防の取り組みとあわせて、被害の訴えを受けた際、主催者として適切な対応が行えるように準備しなければなりません。

2. 主催集会・会議の対応方針

この間に発生した事案を受けて、本部主催の会議・集会は、以下の通りとし、県本部・単組に周知します。

(1) 酒宴をともなう懇親会の対応について

過去のハラスメント事案は、酒宴・宿泊をともなう懇親会をきっかけに発生しており、これ以上、深刻なハラスメント被害を発生させないために、自治労本部としては、酒宴をともなう懇親会を全面的に禁止すべき状況にあるものと認識しています。

しかしながら、自治労組合員相互の交流機会も重要であることから、最低限の措置として、自治労本部の主催会議・集会に付随して行う酒宴をと

もなう懇親会は、自治労本部、県本部、単組の主催、若しくは、私的に行う懇親会も含め、一次会までとします。

二次会はいずれの主催であっても禁止とします。

現段階において、自治労本部としては酒宴をともなう一次会は禁止としませんが、極力、酒宴によらない形式での開催を追求します。

これら酒宴をともなう懇親会の対応については、2025年8月末までの間、試行として行い、その後のあり方は、試行期間の状況をみて、正式に決定します。

ただし、一次会でハラスメント事案が発生した場合は、一次会も含め全面禁止とすることを検討します。

(2) 代替案（酒宴によらない形式での懇親会）について

集会途中のランチタイム、若しくは、ティータイムの時間を拡大し、酒宴によらない交流の時間を確保します。

集会・会議の終了時刻は、従来の会議に比べ後ろ倒しとなりますが、会議終了後の懇親会の時間を設定しないことから、参加者の自由時間の拡大をはかります。

酒宴によらない形式での交流は、実行可能な会議・集会から行い、その実施状況を受けて、他の会議・集会への拡大をめざします。

(3) 本部役職員の対応指針

本部主催の会議・集会および幹事会等で、ハラスメント行為の訴えを受けた際の具体的な対処、緊急時の応援体制も含めた本部役職員の対応指針（別添）を策定します。

あわせて、本部役職員を対象に研修を行います。

3. 今後のスケジュール

対応方針は以下のスケジュールで決定します。

(1) 県本部代表者会議

2025年1月に周知

(2) 二次会禁止措置（試行）・酒宴によらない形式での懇親会の実施

2025年1月～8月末まで

(3) 全面施行

2025年8月末までの試行の状況により、その後のあり方を決定する。

以 上

本部主催集会・会議において、県本部・単組参加者間から、ハラスメント行為の訴えを受けた際の本部役職員の対応指針

1. 予防の心得

以下の「トップメッセージ」、「自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応」を集会・会議の資料にとじ込み、会議の冒頭、会議終了後の懇親会開催前に参加者にハラスメント防止の注意喚起を行います。

ハラスメント防止にむけて「自治労本部トップメッセージ」

自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間でのハラスメント行為の一掃をめざし、自治労本部中央執行委員長として、次のとおり、行動することを宣言します。

1. 自治労は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント（性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む）、妊娠・出産や育児・介護休業等に関するマタニティーハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなど、相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的な苦痛を与える行為など、あらゆるハラスメント行為を許しません。
2. 教育・研修などを通じて、ハラスメント防止の啓発に取り組み、ハラスメント行為を許さない組織風土をめざします。
3. とくに、組合員が日々働く職場や、組合活動の拠点となる組合書記局（組合事務所）でのハラスメント行為、ハラスメントと思われる行為を黙認しません。
4. この宣言は、自治労組合員のみならず、自治労運動に関係する全ての方々を対象とします。また、自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間での行為を対象とします。

2023 年 11 月 27 日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応

自治労本部は、「トップメッセージ」（2023 年 11 月 27 日中央執行委員会確認）において、自治労運動に関係するすべての方々を対象に、「自治労運動に関わる、あらゆる時間・場所でのハラスメントを一掃する」と宣言しました。

こうした宣言を確認したにも拘わらず、自治労本部主催の会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いも含む）を受けたとの訴えを受けています。

ハラスメント撲滅を掲げる自治労は、一般の企業・団体以上にハラスメント防止の責任を負っています。

自治労本部は、これらの責任を自覚し、組合員が会議・集会に安心、安全に参加いただくため、主催者として以下の通り対応をはかります。

ご理解とご協力をお願いします。

1. 酒宴をともなう懇親会について

過去に発生した事案では、酒宴をともなう懇親会に参加し、泥酔状態となった参加者から、不必要な身体接触や性的言動を受けたとする事案が発生しています。

これ以上、深刻な被害を発生させないため、自治労本部としては、酒宴をともなう懇親会を全面的な禁止とすべき状況にあると認識しています。

しかし、組合員相互の交流機会も重要であることから、最低限の措置として、自治労本部主催の会議・集会に付随して行う酒宴をともなう懇親会は、自治労本部、県本部、単組の主催、若しくは、私的に行う懇親会も含めて、一次会までとします。

二次会は、いずれの主催であっても禁止を求めます。

酒宴をともなう一次会を開催する場合であっても、組合員相互の貴重な交流機会ととらえ、節度をもった行動をよろしくをお願いします。

2. 本会議・集会で、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けた際の自治労本部の対応について

- ① 安全、安心な会議・集会の場を提供するため、主催者として状況把握のために聞き取りを行います。

- ② 本部が聞き取った内容について、希望に応じて、本部から行為者（疑いを含む）、行為者が所属する県本部・単組に通知することができます。
- ③ 状況把握で聞き取った内容は、プライバシー保護に留意しつつ、会議・集会担当の自治労本部役職員、集会等を所管する自治労本部責任者、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局、行為者が所属する県本部責任者（委員長・書記長）に限定し、共有します。
- ④ 状況把握の聞き取りを行い、主催者として、集会の運営に支障をきたす行為と判断する場合、または、被害者の心身の安全確保が必要と判断する場合は、行為者に途中退席を求めます。
- ⑤ 不適切な行為と判断された場合であっても、行為者の人事上の処分（懲戒等）は、所属先の県本部・単組が行うものであり、本部が行うことはできません。

2024 年 11 月 25 日

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上 千博

2. 訴えを受けた際の心得

会議・集会担当役職員は、ハラスメント行為（疑いを含む）が発生した場合は、緊急事態の発生ととらえ、迅速な対応を基本に行動します。

(1) 緊急事態の発生を連絡すること

会議・集会の担当役職員は、会議・集会を所管する責任者（自治労本部四役・総合局長）と自治労本部ハラスメント対策委員会事務局（委員長・事務局長・事務局）にハラスメントの訴えを受けたことを連絡します。

また、会議・集会所管役職員は、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局と連携し、今後の進め方について協議します。

自治労本部ハラスメント対策委員会事務局は、これ以降、会議・集会所管の責任者（自治労本部四役・総合局長）と節々で協議します。

(2) 話を聞く体制を整えること

被害者から被害の訴えがあった場合、会議・集会の担当役職員自らが「落ち着いて」聞くことができる状態にあるかを判断します。

ただちに聞き取りができる状態にないと判断した場合、被害者に状況を説明し、聞き取りの「時間」・「場所」を指定します。

ただし、遅くとも訴えを受けた当日の会議・集会の終了後に聞き取りを行います。

(3) 聞き取りは複数で行うこと

極力、複数で行います。

会議・集会運営を行いながらの聞き取りになるケースを想定し、聞き取りは、会議・集会担当役員・書記のいずれか一人に限定し、もう一人は本部ハラスメント対策委員会事務局に応援要請を求めます。

被害者からの訴えは、主に本部ハラスメント対策委員会事務局が聞き取ります。

本部ハラスメント対策委員会事務局が対面での聞き取りに対応できない場合、電話（スピーカー機能）やWEB（ズーム等）によって対応します。

(4) プライバシー保護を徹底すること

被害者のプライバシーを保護するため、個室、若しくは、他の参加者と接触しない場所を確保して行います。

3. 聞き取りの心得

(1) 聞き取りを行う前に、本部から参加者に通知する事項

訴えた被害者に対し、自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応の「2. 本会議・集会で、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けた際の自治労本部の対応について」を読み上げ、通知します。

(2) 状況把握に徹すること

状況把握の聞き取りに徹します。

被害者からは、何が起きたのかの確認、行為を受け、被害者がどのような感情を持っているかを聞くことに集中します。

被害者の話を受け、聞き手個人の意見、考えを差しはさむことは厳禁です。

(3) 聞き取りは、以下の点を確認すること

被害者に聞き取りを行う際は、以下の事項を確認します。

- ① 聞き取り内容を録音してよいか
- ② 行為者は誰か
- ③ 行為が、いつ、どこで、どのように、行われたか
- ④ 現在の被害者の心身はどのような状態か
- ⑤ 目撃者（同席者など）はいるか
- ⑥ 被害者として、どのような対応を望むのか
 - ✓ 行為者の謝罪を求める
 - ✓ 行為者に注意を求める
 - ✓ これ以降、行為者との接触を望まない
- ⑦ 聞き取りの内容を通知してよいか（以下（4））

(4) 聞き取り内容の伝達先を確認すること

聞き取り内容の通知先を確認します。

- ① 行為者
- ② 行為者の所属先の県本部・単組の責任者（委員長・書記長）
- ③ 被害者の所属先の県本部・単組の責任者（委員長・書記長）

本部側は、会議・集会を所管する部署の責任者（四役・総局長）および本部ハラスメント対策委員会事務局に情報を共有する旨を伝達します。

(5) 行為者への聞き取り等

被害の訴えや要望を受け、迅速に聞き取りを行います。

被害者から聞きとった事実（行為が、いつ、どこで、どのように行われたか）と行為者の証言が一致するか確認します。

双方の証言が一致せず、目撃者（同席者など）がいる場合、状況把握のための聞き取りを行います。

行為者、目撃者（同席者など）ともに、聞き取り終了後、聞き取り内容を口外しないよう「守秘義務誓約」の提出を求めます。

4. 状況把握の聞き取りを受けての判断

(1) 被害状況と行為者の証言が一致

会議・集会を所管する責任者（自治労本部四役・総局長）とハラスメント対策委員会事務局（委員長・事務局長・事務局）は、問題行為の対応を協議、判断します。

会議・集会を所管する責任者（自治労本部四役）、若しくは、ハラスメント対策委員会事務局（委員長）は、行為者に対し、被害者の希望（行為者からの謝罪、行為者に注意を求める、接触回避）を伝達します。

そのうえで、被害状況や訴えた参加者の心身の状況を踏まえ、主催者として、途中退席を求めるレベルと判断した場合、行為者に判断理由を説明し、「自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応」に従い、途中退席を要請します。

(2) 判断に迷う場合

典型的な事例として、深酒、泥酔で行為者に記憶がない場合の対応です。この場合は双方の証言が一致しないことが考えられ、主催者として判断しなければなりません。

そもそも泥酔等で記憶をなくすこと自体が、常軌を逸した状態であり、被害者の心身の安全確保と集会等の円滑な運営をはかるため、会議・集会を所管する責任者（自治労本部四役）、若しくは、ハラスメント対策委員会事務局（委員長）から、行為者に途中退席を要請します。

(3) 一致しない場合

被害者に対し、行為者や目撃者（同席者など）に状況把握を行ったものの、主催者として、確証を得ることができず、問題がないと判断したことを説明します。

また、自治労として、引き続き、組合活動の場でのハラスメント行為の防止、啓発にむけて取り組むことについて、理解を求めます。

5. 事後対応

(1) 県本部・単組への通知

被害者への聞き取りにより、許諾を受けた通知先に行為内容を通知します。

被害者から、人事上の処分（被害者への謝罪、処罰等の懲戒）の要望を受けた場合、県本部参加者の場合、本部から県本部責任者（委員長・書記長）に通知します。

単組参加者の場合、本部の通知を受け、県本部責任者から単組に通知を要請します。県本部責任者が単組に通知する際は、本部ハラスメ

ント対策委員会事務局（委員長）が同席します。

その際、県本部責任者に「守秘義務誓約書」の提出を求めます。

(2) 本部内の情報共有

一連の情報について、会議・集会を所管する自治労本部責任者（四役・総合局長）、集会担当役職員、本部ハラスメント対策委員会事務局（委員長・事務局長・事務局）で情報を共有します。

その際、守秘義務誓約を交わすこととします。

以降、自治労全体として、再発防止の取り組み、啓発および研修を強化します。

以上